

STOP!

暴力

他の患者に迷惑を
かけないでください。



診療の妨げになる行為は
やめましょう。

脅迫罪 (刑法222条)

暴行罪 (刑法208条)

傷害罪 (刑法204条)

病院長

社会医療法人
大雄会

監修：三木明子(筑波大学医学医療系)、横内昭光(慈恵大学法人事務局総務部付渉外室顧問)、佐藤太郎(聖路加国際病院院長付参与)

本ポスターは、科学研究費補助金「病院における患者・家族の暴力に対する医療安全力を高める体制の醸成(基盤研究C 課題番号:25463288)」の助成を受け作成したものです。

迷惑行為等に対する当院の対応について

当院における診療は、患者さんとの信頼関係を前提として成り立っています。下記の迷惑行為があった場合は患者さんとの信頼関係を保つ事ができないため、診療をお断りする事、強制退院及び病院の敷地内への立ち入り禁止を求める事並びに所轄警察への通報・届出を行います。

また、迷惑行為があった場合は録音をさせていただきます。



1

他の患者さんや職員への暴言、暴力等により他の患者さんに迷惑を及ぼし、または診療等に支障をきたす行為。

2

職員に対して執拗な解決しがたい要求を繰り返し、業務を妨害する行為。

3

病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為。

4

SNS等により、暴言や虚偽の内容を拡散させる事、または当院の関係者に対する誹謗中傷を行う行為。

5

治療や面会等の用なく当院内に出入りし、注意しても退去しない行為。



6

危険物や他人に危害を及ぼす可能性のあるものを持ち込む行為。



7

所定の場所以外における飲食、携帯電話等による通話・撮影、喫煙をする行為。



8

建物、設備または機器等を汚損または毀損する行為。

9

正当な理由なく当院の要請、規則に反しまたは職員の要請、指示に従わない行為。

10

その他、当院の管理・運営に重大な支障をきたす行為。